

## 高山市公設地方卸売市場事業経営戦略の策定について

公営企業を取り巻く経営環境は、人口減少等に伴うサービス需要の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大など厳しさを増しており、経営健全化への不断の取り組みが求められている。

こうした中、国は各公営企業に対し、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本である「経営戦略」の策定を要請しており、その戦略の中心は、施設・設備に関する投資の見通しと財源の見通しを試算した「投資・財政計画」となっている。

これを受け、本市の市場事業においても、中長期的な財政見通しを示すため、「高山市公設地方卸売市場事業経営戦略」を策定する。

### 1. 計画期間

令和5年度～令和14年度（10年間）

### 2. 現状と今後の見通し 別紙1

- ・昭和50年の業務開始以来45年以上が経過し、建物の老朽化が進んでいる。
- ・人口減少や流通形態の変化、新型コロナウイルス感染症の影響により、市場取扱量・取扱高は年平均5%程度の減少傾向にある。
- ・平成23年の東日本大震災の発生により取扱量が減少したため、市場使用料の減免を行っており、現在も減免を継続している。
- ・建物の老朽化や取扱高の減少などの問題を受け、平成23年から市場関係者等と市場の在り方やコストカットの方法、市場の整備等について検討を重ね、令和3年12月に産業建設委員会での協議を経て、新市場での取り組みの方針を決定した。

[参考] 新市場での新たな取り組み 参考資料 令和3年12月産業建設委員会協議資料)p.5～

- ①青果の一次加工
- ②水産物の冷凍・加工
- ③コールドチェーンによる適正な温度管理

- ・食材の加工設備や大型の予冷設備などを有した新市場を整備し、令和7年度に供用開始する。
- ・食材の一次加工やコールドチェーンの取り組みにより、取扱高の減少を年1%程度に留める。
- ・新市場の供用開始に伴い、使用料を見直すことで、令和4年度現在と比較し、使用料収入は増加する見込みとしている。

### 3. 経営の基本方針

- ・新市場が開設する令和7年度以降においては、食材の一次加工など機能向上設備を導入することで、卸売事業者の収益力を強化する。

- ・新市場の施設規模をコンパクトな構造にすることで、工事費や維持費の削減を図り、健全な経営に努める。

#### 4. 投資・財政計画 別紙2

- ・近年の取扱量などを踏まえ、新市場の施設規模を見直すことにより、整備コスト及びランニングコストの抑制を図る。
- ・新市場の整備については、国庫補助金、基金、地方債を財源とする。  
ただし、資材高騰に伴う工事費の上昇等は、一般会計からの繰入で対応する。
- ・地方債の償還及び施設の維持管理については、使用料を財源とする。  
ただし、償還のうち使用料収入で不足する部分は、一般会計からの繰入で対応する。

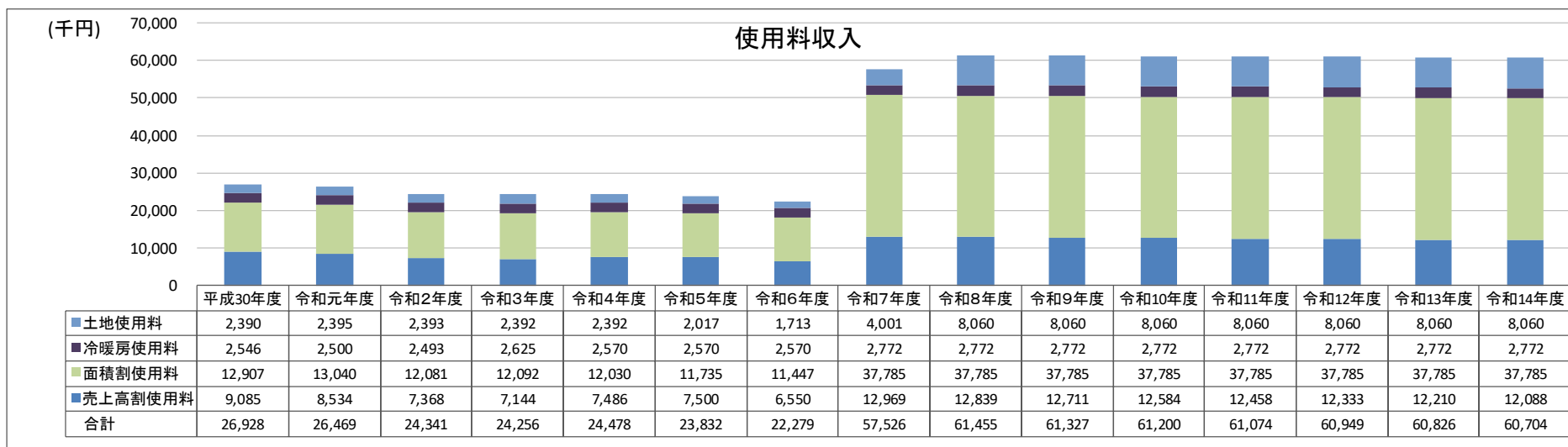
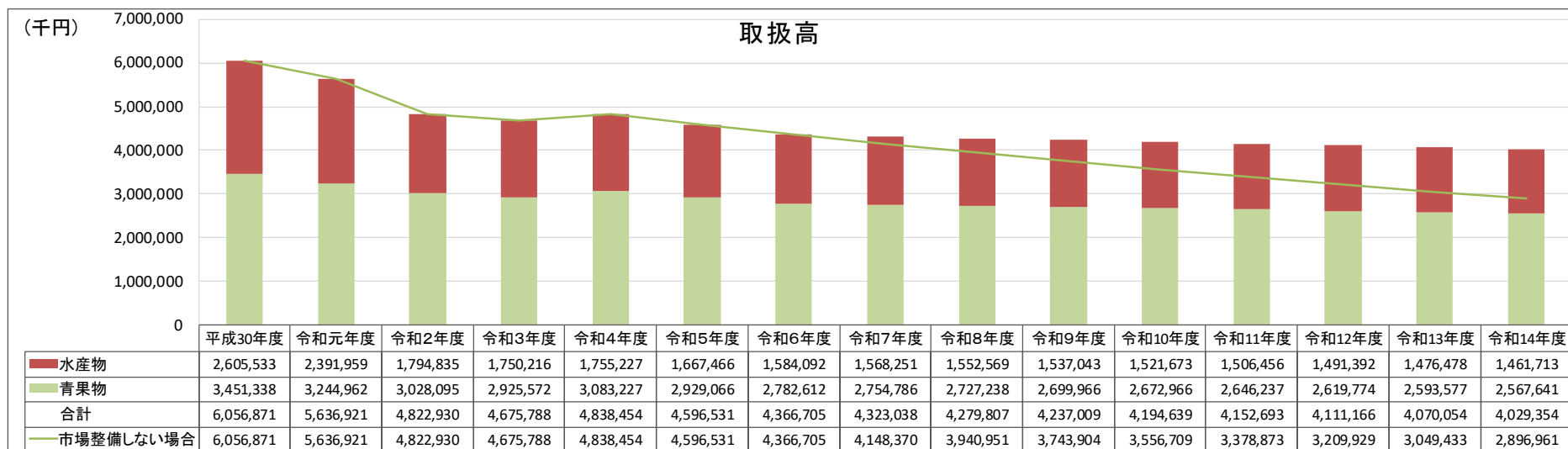
#### 5. その他

経営戦略策定後、5年を目途に見直しを行うが、計画と大きな乖離が生じる場合は、適宜見直しを行う。

#### 6. 今後の予定

令和5年7月 策定、公表

取扱高と使用料収入の推移・見通し



※令和4年度までは実績、令和5年度以降は見通

## 投資・財政計画(収支計画)

(単位:千円、%)

年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
区 分		(決算)	(見込)	(計画)	(計画)	(計画)	(計画)	(計画)	(計画)	(計画)	(計画)	(計画)	(計画)
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	24,468	24,516	24,000	22,279	57,526	61,455	61,327	61,200	61,074	60,949	60,826	60,704
	(1) 営 業 収 益 (B)	24,468	24,516	24,000	22,279	57,526	61,455	61,327	61,200	61,074	60,949	60,826	60,704
	ア 料 金 収 入	24,267	24,321	23,882	22,279	57,526	61,455	61,327	61,200	61,074	60,949	60,826	60,704
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
	ウ そ の 他	201	195	118									
	(2) 営 業 外 収 益												
	ア 他 会 計 繰 入 金												
	イ そ の 他												
	2 総 費 用 (D)	25,742	25,909	27,484	30,771	34,299	35,317	34,813	34,302	33,785	33,261	32,730	32,192
	(1) 営 業 費 用	25,742	25,909	27,484	29,109	20,634	20,634	20,635	20,634	20,635	20,635	20,635	20,635
	ア 職 員 給 与 費												
	イ そ の 他	25,742	25,909	27,484	29,109	20,634	20,634	20,635	20,634	20,635	20,635	20,635	20,635
	(2) 営 業 外 費 用				1,662	13,665	14,683	14,178	13,668	13,150	12,626	12,095	11,557
	ア 支 払 利 息												
イ そ の 他				1,662	13,665	14,683	14,178	13,668	13,150	12,626	12,095	11,557	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	△ 1,274	△ 1,393	△ 3,484	△ 8,492	23,227	26,138	26,514	26,898	27,289	27,688	28,096	28,512	
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	564	19,698	295,100	1,576,032		17,788	17,788	17,788	17,788	17,788	17,788	17,788
	(1) 地 方 債			129,460	1,013,300								
	(2) 他 会 計 補 助 金			130,200	199,545		17,788	17,788	17,788	17,788	17,788	17,788	17,788
	(3) 他 会 計 借 入 金												
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
	(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金			19,540	188,447								
	(6) 工 事 負 担 金												
	(7) そ の 他	564	19,698	15,900	174,740								
	2 資 本 的 支 出 (G)	1,242	18,967	291,500	1,567,502	4,702	39,653	40,157	40,668	41,185	41,709	42,240	42,778
	(1) 建 設 改 良 費	1,242	18,967	291,500	1,567,502	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)					3,702	38,653	39,157	39,668	40,185	40,709	41,240	41,778
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金												
	(5) そ の 他												
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 678	731	3,600	8,530	△ 4,702	△ 21,865	△ 22,369	△ 22,880	△ 23,397	△ 23,921	△ 24,452	△ 24,990	
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	△ 1,952	△ 662	116	38	18,525	4,273	4,145	4,018	3,892	3,767	3,644	3,522	
積 立 金 (K)	501	12	116										
前 年 度 からの 繰 越 金 (L)	3,127	674			38	18,563	22,836	26,981	30,999	34,891	38,658	42,302	
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)													
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	674			38	18,563	22,836	26,981	30,999	34,891	38,658	42,302	45,824	
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)													
実 質 収 支 黒 字 (P)	674			38	18,563	22,836	26,981	30,999	34,891	38,658	42,302	45,824	
(N)-(O) 赤 字 (Q)													
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )													
収 益 的 収 支 比 率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	95.1	94.6	87.3	72.4	151.4	83.1	82.9	82.7	82.6	82.4	82.2	82.1	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 第 1 項 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)													
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	24,468	24,516	24,000	22,279	57,526	61,455	61,327	61,200	61,074	60,949	60,826	60,704	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S) × 100)													
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (T)													
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)													
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 により 算 定 し た 事 業 の 規 模 (V)													
健 全 化 法 第 22 条 により 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)													
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)													
地 方 債 残 高 (X)			129,460	1,142,760	1,139,058	1,100,405	1,061,248	1,021,580	981,395	940,686	899,446	857,668	

## ○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
区 分		(決算)	(見込)	(計画)	(計画)	(計画)	(計画)	(計画)	(計画)	(計画)	(計画)	(計画)	(計画)
収 益 的 収 支 分	うち 基 準 内 繰 入 金												
	うち 基 準 外 繰 入 金												
資 本 的 収 支 分	うち 基 準 内 繰 入 金			130,200	199,545		17,788	17,788	17,788	17,788	17,788	17,788	17,788
	うち 基 準 外 繰 入 金			130,200	199,545		17,788	17,788	17,788	17,788	17,788	17,788	17,788
合 計				130,200	199,545		17,788	17,788	17,788	17,788	17,788	17,788	17,788
基 金 残 高 ( 参 考 )		202,211	190,524	174,740									

## 高山市公設地方卸売市場の整備について

## 1. 現状と課題

## (1) 現状

- ・高山市公設地方卸売市場（以下「市場」という。）は、地域住民への生鮮食料品等（以下「生鮮品」という。）の適正かつ安定的な供給を目的に、昭和50年3月に業務を開始した。
- ・市場は、生産者にとっての安定した出荷先、食品スーパーや小売店にとっての身近な仕入先、市場関係者の雇用の場であり、地元をはじめ全国各地から生鮮品を集め、需要と供給に応じた適正な価格形成を経て、安定的に供給する役割を担っている。
- ・令和2年6月、国の市場法改正及び市の条例改正、民事再生法による卸売業者の交代があった。
- ・令和3年4月1日現在、2社の卸売業者、160人の買受人組合員、232人の青果出荷組合員（生産者）が利用している。

## (2) 課題

- ・開設以来45年以上が経過し、施設の老朽化が進んでいる。
- ・市場棟の耐震診断ではI s 値が0.28で耐震性能が劣っている。
- ・生鮮品の小売形態や購入形態等の社会情勢の変化により市場取扱量・取扱高は減少している。[参考1](#)

## 2. 検討の経緯

- ・平成31年2月 産業建設委員会に新市場の整備方針について協議
- ・令和2年5月 産業建設委員会に市場における卸売業者の変更について報告
- ・令和2年6月～ 関係事業者等と整備規模・機能向上等の見直しの検討を再開

## 3. 新市場の整備方針

## (1) 開設主体 ※前回と変更なし

- ・高山市

## (2) 位置 ※前回と変更なし

- ・現市場の敷地内（高山市問屋町内）[参考2](#)

## (3) 手法 ※前回と変更なし

- ・新施設は、現施設を運用しながら、現敷地内の一部に整備する。

・現施設は、新施設供用開始後に解体する。

(4) コンセプト ※前回と変更なし

- ・地域農産物をはじめとする生鮮品を継続して地域住民に安定供給する。
- ・地産地消の推進及び販路確保（他市場へ販売）のため、地域農産物を集荷する。
- ・生鮮品の品質や鮮度保持等の機能強化を図る。

(5) 規模

・規模については、取扱量の推移を踏まえつつ卸売業者等と協議し、以下の表に示す規模を目安とする。

区分	現状	新市場の目安
卸売場（青果・水産）	3,940 m <sup>2</sup>	約 2,700 m <sup>2</sup>
事務所（卸売事務所） （管理事務所等）	834 m <sup>2</sup> 別棟	約 900 m <sup>2</sup>
その他（積下レーン等）	422 m <sup>2</sup>	約 700 m <sup>2</sup>
市場棟延床面積	5,196 m <sup>2</sup>	約 4,300 m <sup>2</sup>

(6) 構造

- ・鉄骨構造

(7) 新市場での新たな取組み 参考 3

- ・新市場において以下の機能向上を図る。整備主体は事業者とし、市は実施に向け支援
  - ①青果の一次加工
  - ②水産物の冷凍・加工
  - ③コールドチェーンによる適正な温度管理

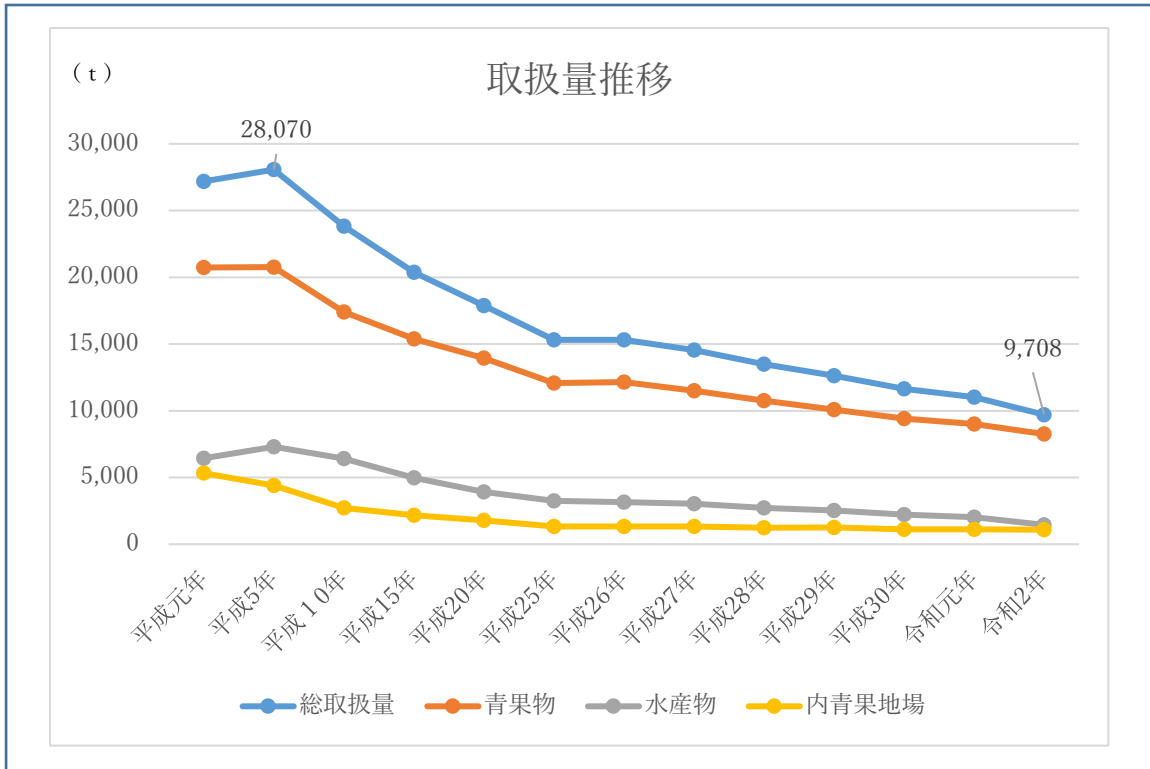
(8) 整備費用概算

- ・概算事業費 新市場整備費、現市場解体費 約 15 億 1,000 万円  
※事業者が整備主体となる設備費は除く。  
※新市場整備（機能向上整備を含む）については国・県補助を要望

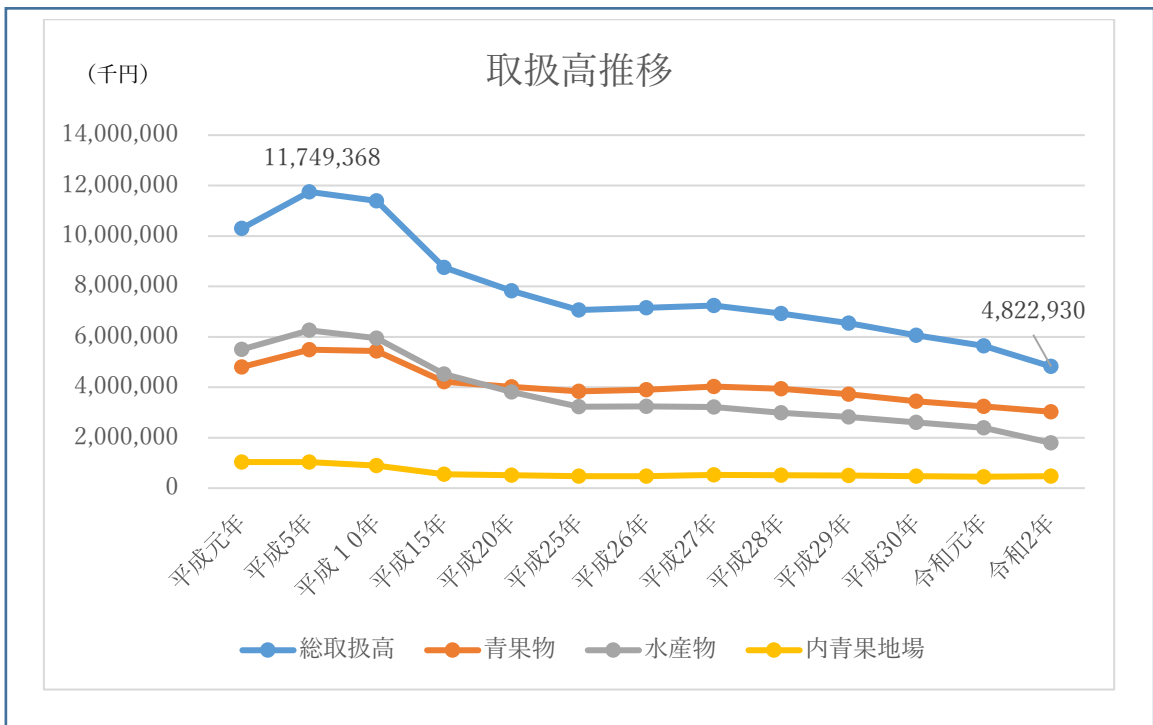
4. 今後の予定

令和 3 年度	市場運営協議会
令和 4 年度	設計等
令和 5～6 年度	整備
令和 7 年度	供用開始 現施設解体

取扱量推移



取扱高推移







①青果の一次加工（洗浄機器・カット台・真空包装機等）

市場入荷した青果を洗浄やカット、加熱殺菌等の一次加工を行う。  
業務用カット野菜やカット果実、メニューの材料をセット包装するミールキットを製造



	メリット
卸売業者	利益率の向上・地域内資金の獲得
事業者（買受人）	小売業者・宿泊事業者等の人手不足解消
市民	食生活の利便性向上

②水産物の冷凍・加工（冷凍庫・瞬間凍結機器・マグロフリーザー等）

市場入荷した水産物を適正な温度で冷凍保管し、品質保持を行うとともに、刺身や三枚おろしのパック加工・鰻開き等を行う。



	メリット
卸売業者	荷の多様化による顧客の拡大
事業者（買受人）	小売店の新規取扱拡大
市民	食生活の利便性向上

③コールドチェーンによる適正な温度管理（コンテナ式冷蔵庫・低温空間の作業場等）

市場入荷した商品を、入荷から出荷まで「冷蔵、低温」の適正な温度を保ち、品質を確保した状態で流通する。



	メリット
卸売業者	荷の取扱増・フードロスの削減
事業者（買受人）	鮮度の向上・新規取扱数の増
市民	品質の高い生鮮食料品の購入

- ◆青果物の一次加工で、地元産を利用し「地産地消」を推進
- ◆コールドチェーンで適正な温度管理を行い「フードロス」を削減
- ◆今後の卸売人手不足等を見据え、DXを活用した取引のタブレット化や旬の食材等の情報発信を充実

～地域の安全な食生活と食文化の維持発展に貢献する新市場～